



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 インターライフホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 及川 民司
 (JASDAQ・コード1418)
 問合せ先
 役職・氏名 広報・IR室長 川島 仁
 電話 03-3547-3227

支配株主等に関する事項について

当社の〔その他の関係会社〕であるピーアークホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 28 年 2 月 29 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ピーアークホールディングス株式会社	その他の関係会社	33.33	—	33.33	なし
セガサミーホールディングス株式会社	その他の関係会社	20.08	—	20.08	株式会社東京証券取引所市場第一部

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

商号 ピーアークホールディングス株式会社
 理由 筆頭株主であるため。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は、親会社等であるピーアークホールディングス株式会社及びセガサミーホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社となります。

ピーアークグループは、パチンコホール、インターネットカフェ等を展開運営しており、セガサミーグループは、パチンコ・パチスロ機の製造販売、アミューズメント施設の運営などをしております。当社グループは、ピーアークグループ及びセガサミーグループが持つ、エンタテインメント分野の経営情報・経営資源を活用し、両グループからの店舗内装工事の受注をはじめとした当社グループ事業とのシナジー効果を最大限発揮してまいり所存です。

(役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由
取締役 (非常勤)	庄司 正英	ピーアークホールディングス株式会社 代表取締役会長	経営機能の強化のため
取締役 (非常勤)	高橋 公一	サミー株式会社 執行役員コーポレート本部長	経営機能の強化のため
取締役 (非常勤)	三吉 達治	サミー株式会社 社長室経営戦略部長	経営機能の強化のため
社外監査役 (非常勤)	内藤 信夫	セガサミーホールディングス株式会社 財務経理本部経理部長	監査機能の強化のため

(注) 当社の取締役7名、監査役3名のうち、親会社等との兼任役員は当該4名のみであります。

(出向者の受入れ状況)

(平成28年2月29日現在)

部署名	人数	出向元の親会社等	理由
経営企画部門	7名	ピーアークホールディングス株式会社	管理機能の強化のため

4. 支配株主等との取引に関する事項

種類	会社等の 名称	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)
その他の 関係会社の 子会社	株式会社ピー アーク埼玉	100	遊技場の経営	—	営業上の取引	店舗の賃貸 (注)	50

(注) 賃貸料については、近隣の取引実勢に基づいて、5年経過毎に協議により決定いたします。

取引金額には消費税等を含めておりません。

その他の取引は重要性がないため、記載を省略しております。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社グループは、ピーアークグループおよびセガサミーグループより店舗内装工事の受注等を受けておりますが、その取引につきましては市場価格を勘案して、その都度価格交渉の上、決定しており、公正、適切な取引を実施しております。また、社外取締役1名、社外監査役1名を独立役員に選任し、親会社等との取引の内容を監督するとともに、当社グループおよび当社の少数株主の不利益とならないよう留意しております。

なお、当社グループは、ピーアークグループ及びセガサミーグループと協力体制を保ち、事業を展開する方針ではありますが、当社グループの事業展開にあたっては当社独自の経営判断に基づき遂行されており、独立性は確保されているものと考えております。

6. 親会社等が継続開示会社等ではない旨

ピーアークホールディングス株式会社は、非上場会社であるため、継続開示会社ではありません。

セガサミーホールディングス株式会社は、東証1部上場会社であり、継続開示会社であります。

7. 親会社等の将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係

将来的な企業グループにおける位置づけ、その他親会社等との関係に変更の予定はありません。

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項)

特記する事項はありません。

以上